

令和4年4月14日

泉佐野市長 千代松 大耕 様
泉佐野市議会議員 向江 英雄 様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 日根野谷 和人

監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により、下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査及び同条第4項の規定による定期監査

2 対象部課

健康福祉部【生活福祉課、介護保険課、広域福祉課】

3 対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和3年11月30日まで）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

4 実施期間

令和3年12月1日から令和4年3月30日まで

5 監査の実施方法

監査対象部課の財務に関する事務の執行が、関係法令及び条例規則等の規定に基づき適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効果的に事務事業が運営されているかという点に留意し、併せて、事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第16項の規定に則ってなされているかという点に留意し、監査資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査及び提出資料に基づく監査対象部課職員からの説明聴取により監査を実施した。

6 監査の着眼点

今回の監査を実施するに当たり、財務に関する事務の執行及び事務事業の運営に関する内容について、以下の項目に着眼して実施した。

(1) 文書の管理について

簿冊の保管、特に個人情報記載文書の保管が適切に行われているか。

(2) 公印の管理について

公印の保管及び管守が適切に行われているか。

(3) 現金（公金）等の保管について

現金及び切手等の保管が適切に行われているか。

(4) 収入及び支出事務について

- ① 収納又は徴収が適切に行われているか。
- ② 未収金の滞納整理が適切に行われているか。
- ③ 資金前渡の精算が適切に行われているか。

(5) 旅費について

- ① 出張命令簿への記入漏れや押印漏れ等の不備はないか。
- ② 旅費の支給されない公用車使用による場合でも出張命令簿に記載されているか。
- ③ 旅費の精算が適切に行われているか。

(6) 備品の管理について

備品台帳等により適切に管理が行われているか。

(7) 契約事務について

- ① 委託契約及び賃貸借契約に係る起案、契約手続、請求及び支出等が適正に処理されているか、また、契約内容と金額が妥当であるか。
- ② 業者選定方法は妥当であるか。
- ③ 随意契約理由は妥当であるか。
- ④ 日付の不備（漏れ、鉛筆書き、矛盾）や印鑑押印漏れ等がないか。

- ⑤ 契約関係書類が適正に作成、整理され、簿冊に保管されているか。
- (8) 附属機関等について
法令又は条例に基づき設置され、適切に運営されているか。
- (9) 報償費について
謝金等の金額は妥当であるか。
- (10) 補助金・交付金等の交付について
 - ① 交付要綱、要領等が適正に整備されているか。
 - ② 目的及び補助額が適切に設定されているか。
 - ③ 交付申請から交付までの事務手続が要綱及び要領に基づき適正に行われているか。
- (11) 負担金等の支出について
支出目的及び負担額の計算方法が適切に設定されているか。
- (12) 公金外現金の取扱いについて
 - ① 取扱いの方法等について、要綱等により整理されているか。
 - ② 現金の取扱いについて、通帳、印鑑及び現金の保管が適正に行われているか。
- (13) 特定事務の状況について
法令等に基づき適切に執行されているか。

7 監査の対象事務

- (1) 生活福祉課
 - ① 文書の管理について
 - ② 公印の管理について
 - ③ 現金（公金）等の保管について
 - ④ 収入及び支出事務について
 - ⑤ 旅費について
 - ⑥ 契約事務について
 - ⑦ 報償費について
 - ⑧ 負担金等の支出について
 - ⑨ 公金外現金の取扱いについて
 - ⑩ 特定事務の状況について
 - ア 生活保護事務事業について
 - イ 生活保護事業について
 - ウ 行旅死亡人等取扱事業について

エ 中国残留邦人生活支援給付事業について

(2) 介護保険課

- ① 文書の管理について
- ② 公印の管理について
- ③ 現金（公金）等の保管について
- ④ 収入及び支出事務について
- ⑤ 旅費について
- ⑥ 契約事務について
- ⑦ 附属機関等について
- ⑧ 補助金・交付金等の交付について
- ⑨ 特定事務の状況について
公金詐取事件について

(3) 広域福祉課

- ① 文書の管理について
- ② 公印の管理について
- ③ 現金（公金）等の保管について
- ④ 収入及び支出事務について
- ⑤ 旅費について
- ⑥ 備品の管理について
- ⑦ 契約事務について
- ⑧ 特定事務の状況について
広域福祉共同処理事務事業について

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき、各課の財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について監査を実施した結果は、次のとおりである。

1 生活福祉課

生活保護事業全般において、財務に関する事務の執行及び事業の運営について適正に処理されていた。

生活保護費等返還金の徴収についても適正に行われており、引き続き徴収率の向上と未収金の回収に努められたい。

2 介護保険課

財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について、概ね適正に処理されていた。

公用車での出張で、出張命令簿に記載されていないものが一部見受けられたため、担当職員に改善するよう口頭で指導し、担当課より速やかに措置を講じる旨の報告がなされた。

介護保険料の徴収については適正に行われており、引き続き徴収率の向上と未収金の回収に努められたい。

3 広域福祉課

財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について、概ね適正に処理されていた。

公用車での出張で、出張命令簿に記載されていないものが一部見受けられた。また、備品管理状況について、備品の管理部署名が移管前の名称のままになっているものが一部見受けられた。いずれも、担当職員に改善するよう口頭で指導し、担当課より速やかに措置を講じる旨の報告がなされた。

第3 意見

今回の定期監査では対象期間を令和3年度としたため、令和2年度末に発覚した公金詐取事件についての再発防止対策に重点をおいた監査を実施した。

監査対象である健康福祉部の生活福祉課、介護保険課、広域福祉課の監査結果については、前述のとおり若干の指摘事項が見受けられたものの、すべて軽微なものであり修正等の措置が完了し、いずれも大きな問題はなかった。

公金詐取事件においては、元職員からの損害額の回収状況は現在のところ僅かな額であり、引き続き返還金の増額に向けた努力を望むものである。

また、再発防止対策として市全体で内部統制制度を導入し、現金支給を原則廃止するとともに、各課におけるチェック体制の強化等を実施している。同時に介護保険課においては、事務分担の見直し、支出事務の厳格化等の対策を講じている。

不正行為が長期に亘り、損害額が多額に及んだことは誠に遺憾であるが、再発防止に向けた取り組みの徹底と継続により、一刻も早い市民への信頼回復を切に望むものである。